

バリデーション審査結果等の概要

平成 23 年 3 月 28 日

(1)プロジェクトの概要

プロジェクト名	高知県安芸市五位ヶ森 CO2 吸収プロジェクト
申請受理日	平成 23 年 2 月 2 日
プロジェクト代表事業者	ニッポン高度紙工業株式会社
プロジェクト事業者	高知東部森林組合
プロジェクト参加者	なし
オフセット・クレジット (J-VER) 取得予定者	ニッポン高度紙工業株式会社
プロジェクト概要	<p>1 背景</p> <p>ニッポン高度紙工業株式会社は、製紙業を営む者として「源流の水を守り、育てる」を目的に、安芸市を流れる安芸川の源流地、五位ヶ森の私有林約 240ha を 2003 年 7 月に購入し、安芸市と森林保全協定を結んで長期的な森林保全を行っていくこととした。しかし、購入後の調査で荒廃した森林が増加しており、当社だけでは健全な森づくりが困難であったため、安芸市森林組合（現東部森林組合）に施業を委託し森林整備を行ってきた。しかしながら、木材価格が低迷する中で、間伐した木材を売却した収益だけでは環境整備の費用を賄えない状態であるが、当社では ISO14001 の認証を 1998 年 11 月に取得し、積極的に環境保全の諸活動を行っている。</p> <p>2 目的</p> <p>本プロジェクトでは、森林施業（間伐）を計画に沿って確実に継続して実施し、CO2の吸収量を増大させることを目的としている。高知県オフセット・クレジット (J-VER)制度による資金を調達することにより、森林所有者の負担を軽減することで、森林整備を推進していくことが可能となるとともに、公益性を高め温暖化対策としてのCO2吸収源対策の推進が期待される。</p> <p>3 内容</p> <p>本事業は、高知県安芸市に位置する当社の社有林を活用したプロジェクトである。</p> <p>当プロジェクト対象森林は、2010 年 9 月 17 日に安芸市より森林施業計画の認定を受けた森林であり、プロジェクト期間内</p>

		<p>におけるプロジェクト実施地は 67.25ha である。</p> <p>間伐の方法としては、プロジェクト対象地は、本数間伐率で 30%程度の定性間伐及び列状間伐としており、森林施業計画については、プロジェクト期間終了後 10 年間の平成 35 年 3 月 31 日まで更新していくこととしている。</p> <p>また、間伐材については、採算が合う場合は最大限活用し森林資源の有効活用を図ることとしている。</p>					
プロジェクト期間		2010 年 10 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日					
クレジット期間		2010 年 10 月 1 日 ~ 2013 年 3 月 31 日					
想定吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
		0	0	119	272	426	818
ポジティブリスト		No. R. 001 ver.4.1					
方法論		JRAM 001 ver.4.1(森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト) に関する方法論)					

(2) 審査結果

審査内容におけるアルファベットは申請書、ローマ数字はモニタリングプランにおけるセクションをしている。

審査内容	バリデーションチームの審査結果
プロジェクト情報 (A・B)	<p>申請書及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、申請書に記載されたプロジェクト情報について検討を行った結果、重要性の点から適正に表示されており、高知県オフセット・クレジット (高知県 J-VER) 制度及びオフセット・クレジット (J-VER) 制度に依拠して作成されていることを確認した。</p>
適格性要件 (C)	<p>申請書に記述された方法論は、ポジティブリストにおいて要求される適格性要件の全てを満たしていることを、申請書及び付属資料の文書レビューにより確認し、各要員へのインタビュー及び現地レビューにより裏づけを得た。</p> <p>条件 1：プロジェクト実施地が、森林法第 5 条又は第 7 条の 2 に定める森林であるかについては、森林施業計画書により、プロジェクト実施地が森林施業計画書に記載されていることを確認し、高知県安芸市の森林基本図によって対象森林と「資料 3-1、資料 3-2、資料 3-3」が合致していることを確認した。また、森林施業計画書は、施業計画認定書において以下のとおり確認した。</p> <p>認定番号：安芸市 22-2</p> <p>また、安芸市の市町村森林整備計画に適合するものとして認定されている事を確認した。</p> <p>以上のことから、森林法第 5 条に定める森林であることが確認された。</p> <p>条件 2：プロジェクト実施地において行われる施業は、条件を満たす間伐であり、妥当と判断される。また、森林施業計画書により下記の事項を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none">・対象森林を含む森林全体について、土地転用や主伐は計画されていない。・間伐期について、森林施業計画書により、2007 年 4 月 1 日以降に実施、もしくは計画されている。・森林施業計画について、2013 年 3 月 31 日までの計画策定がされている。 <p>条件 3：プロジェクト実施地が、以下のとおり、持続的な森林経営の対象地であることが証明可能であり、妥当と判断される。</p> <p>森林施業計画書は、施業計画認定書において上記の認定番号によって、安芸市長から認定されていることを確認した。</p>

排出量・吸収量算定（ ・ ）	モニタリング及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、モニタリングプランに示されている吸収量算定式及び結果は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠しており、重要性の点から適正に表示されていることを確認した。
モニタリング計画（ ～ ）	モニタリング及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、モニタリングプランに示されているモニタリング計画は、方法論及びモニタリング方法ガイドラインに準拠しており、重要性の点から適正に表示されていることを確認した。
その他の論点	申請書及び付属資料の文書レビュー、各要員に対するインタビューを通じ、申請書に記載された関連する許認可及び関連法令等の遵守状況などのその他の事項について、重要性の観点から適正に表示されており、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度に依拠して作成されていることを確認した。
高知県オフセット・クレジット認証運営委員会への推奨	バリデーションチームは、デスクレビュー、インタビュー及び現地レビューの結果によって、本プロジェクトが、高知県オフセット・クレジット（高知県 J-VER）制度及びオフセット・クレジット（J-VER）制度のポジティブリストの適格性基準、方法論に依拠して作成されていることを確認し、本プロジェクトに対し高知県オフセット・クレジット認証運営委員会による登録を行うことを推奨する。

(3) パブリックコメントの概要

該当箇所	ご意見
意見募集期間中にいただいたご意見はなかった。	

(4) 認証運営委員会

第5回高知県オフセット・クレジット認証運営委員会（平成23年3月28日）において登録が承認された。